

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会 配食サービス事業運営規程

伯耆町社会福祉協議会

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会配食サービス事業運営規程

(目的)

第1条 伯耆町内に居住する単身高齢者及び高齢者世帯に配食サービスを行うことにより、地域福祉、在宅福祉の推進を図るとともに併せて単身高齢者及び高齢者世帯とのふれあい活動を展開し、安否の確認を目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、伯耆町社会福祉協議会とする。

(対象者)

第3条 対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 町内に在住する75歳以上の独居高齢者、いずれかが75歳以上で高齢者のみの世帯で安否確認が必要な者。

(2) 身体等に何らかの障がいがあり、定期的な訪問などによる安否確認の必要がある者。

(何らかの判断基準として、介護保険認定者、障がい手帳保持者など)

(3) 上記以外で、関係機関等から申請があった場合は協議を行い決定する。

(配食回数)

第4条 全町域を週2回以内の昼食が配食できるよう条件整備を行う。

(申請)

第5条 対象者がこの事業を利用しようとするときは、配食サービス申請書(様式1号)を地区担当民生委員等(包括支援センター、ケアマネージャーなど)の意見をそえて会長に提出する。

(利用の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受理したときは、速やかに利用の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により、利用の可否を決定したときは、配食サービス利用者決定(却下)通知書(様式2号)により、地区担当民生委員ならびに申請者に通知しなければならない。

(届出義務)

第7条 申請者は、次に掲げる事由が生じたときは、配食サービス利用者変更(辞退)届出書(様式3号)により、速やかに会長に届出なければならない。

(1) 住所を変更したとき

(2) サービスを受ける必要がなくなったとき

(費用の負担)

第8条 配食サービスの利用料は、1食当たり300円とする。

(調理、配食)

第9条 調理及び配食は、ボランティアの協力により行う。ただし、利用者が増加したときは、他の協力も得ることができるものとする。

(その他)

第10条 本事業に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

配 食 先 の 地 図

- ※ わかりやすいように目標物などを記入して下さい
- ※ 住宅地図添付可

様式2号

伯社協第 号
平成 年 月 日

伯耆町社会福祉協議会配食サービス事業利用決定（却下）通知書

申請者

様

伯耆町社会福祉協議会
会長 松本 和三

配食サービス事業利用について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

利用者	住所			
	氏名		性別	
利用開始 年月日	平成 年 月 日			
利用料	300円（1食あたり）			

様式3号

平成 年 月 日

伯耆町社会福祉協議会長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
印

配食サービス利用者変更（辞退）届出書

伯耆町社会福祉協議会配食サービスの利用について、下記のとおり変更（辞退）したいのでつぎのとおり届出ます。

記

1 住所変更

新住所

旧住所

2 変更（辞退）理由